

徳島大学大学院創成科学研究科修士課程生物資源学専攻ティーチング・アシスタント実施要項

令和2年4月1日
生物資源学専攻長制定

(趣旨)

第1 この要項は、ティーチング・アシスタント実施要項（平成6年文高大第316号文部省高等教育局長通知）に基づき、大学院創成科学研究科生物資源学専攻（以下「本専攻」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 T・Aは、優秀な大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、T・Aとし、常時勤務する職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

(職務内容)

第4 T・Aは、指導教員の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、生物資源産業学部又は大学院創成科学研究科生物資源学専攻修士課程の学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習、演習等の学習指導補助業務を行う。

(採用等)

第5 T・Aの採用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、本専攻の優秀な学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(勤務時間報告書)

第6 T・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に学務係に提出するものとする。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。